

被ばく線量の分布等について

1. 被ばく線量

緊急作業に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1

区分(mSv)	10月			11月			12月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	3	3	6	0	3	3	3	1	4
10超え～20以下	15	90	105	7	76	83	13	55	68
10以下	1,162	5,289	6,451	944	4,987	5,931	938	4,960	5,898
計	1,180	5,382	6,562	951	5,066	6,017	954	5,016	5,970
最大(mSv)	35.30	25.41	35.30	12.64	20.39	20.39	21.31	21.51	21.51
平均(mSv)	1.53	1.68	1.65	0.99	1.41	1.35	1.16	1.31	1.28

これらの数値は入域毎のAPD値の積算値を用いているが、積算型線量計による月間線量値へ置き換えること等により変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

緊急作業に従事した作業者の11月末（3/11～11/30）と12月末（3/11～12/31）までの累積線量分布の比較を表2に示す。

表2

区分(mSv)	3～11月			3～12月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	6	0	6	6	0	6	0	0	0
200超え～250以下	1	2	3	1	2	3	0	0	0
150超え～200以下	21	2	23	21	2	23	0	0	0
100超え～150以下	118	17	135	118	17	135	0	0	0
50超え～100以下	366	305	671	382	315	697	16	10	26
20超え～50以下	628	1,784	2,412	625	1,896	2,521	-3	112	109
10超え～20以下	475	2,432	2,907	474	2,558	3,032	-1	126	125
10以下	1,700	10,976	12,676	1,741	11,436	13,177	41	460	501
計	3,315	15,518	18,833	3,368	16,226	19,594	53	708	761
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80	678.80	238.42	678.80	-	-	-
平均(mSv)	23.57	9.05	11.61	23.53	9.06	11.55	-	-	-

外部線量の数値は入域毎のAPD値の積算値を用いているが、積算型線量計による月間線量値へ置き換えること等により変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

特定高線量作業従事者¹の累積線量分布を表3に示す。

表3

区分(mSv)	3～11月	12月	3～12月
250超え	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0
50超え～100以下	32	0	38
20超え～50以下	6	2	1
10超え～20以下	0	6	3
10以下	29	59	25
計	67	67	67
最大(mSv)	91.70	20.78	92.33
平均(mSv)	37.29	3.97	41.14

1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度(100mSv)が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

1月末時点の特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

4. 経過措置適用者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

特例措置廃止後の経過措置適用者²の累積線量分布を表4に示す。

表4

区分(mSv)	3～11月	12月	3～12月
250超え	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0
150超え～200以下	7	0	7
100超え～150以下	38	0	38
50超え～100以下	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0
10以下	0	45	0
計	45	45	45
最大(mSv)	197.95	1.43	197.95
平均(mSv)	126.46	0.17	126.63

2 経過措置適用者

平成23年12月16日の電離放射線障害防止規則の特例に関する省令廃止以後も、平成24年4月30日まで、同省令に基づく被ばく線量限度250mSvが継続して適用される者。

なお、経過措置適用者については東電社員のみが対象者である。